

法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について

令和5年5月16日

建設業の担い手の育成及び確保のためには、建設労働者が社会保険等に加入するための原資となる法定福利費※が、発注者から元請企業、下請企業、個々の技能労働者に至るまで適正に支払われるようにすることが重要であり、そのためには元請企業が工事ごとの法定福利費の額を認識し、確保する必要があります。

公共工事の発注者が講ずるべき具体的な措置について定める「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、発注者は受注者に対し法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求め、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めることとされました。

こうした要請を踏まえ、備南水道企業団においても備南水道企業団工事請負契約約款を改正し(別紙資料1参照)、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めるとともに、その内容について確認することとしますので、お知らせします。

※法定福利費とは…

健康保険料(介護保険料含む)、厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金含む)、雇用保険料それぞれの事業主負担分を言います

記

1 対象工事

備南水道企業団が公告又は通知する全ての工事

2 実施時期

令和5年5月16日以降に請負契約を締結する工事から適用

3 実施内容

契約締結後14日以内に、法定福利費を明示した請負代金内訳書を工事担当課に提出してください。

※請負代金内訳書の記入方法、法定福利費の算定方法については別紙資料を参照してください。

備南水道企業団 事務課

TEL:086-426-3671

備南水道企業団工事請負契約約款新旧対照表

改正後	改正前
<p>(工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 受注者は、設計図書に基づいて工程表を作成し、工事着手の時期までに発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、<u>この契約締結後14日以内に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>3 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>	<p>(工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 受注者は、設計図書に基づいて工程表を作成し、工事着手の時期までに発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、<u>発注者が請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めたときは、請求があつてから14日以内に内訳書を発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>3 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>

請負代金内訳書の記入方法

※様式のデータは、備南水道企業団のホームページ内の「入札・契約 様式」に掲載されています。土木系と建築系で様式が異なりますので、工事の内容にあった方をご利用ください。

年 月 日

備南水道企業団企業長 あて

所在地
番号又は名称
代表者氏名

請 負 代 金 内 訳 書

工 事 名
契約年月日 年 月 日

工 種 等	金 額 (円)
	A
	a
	b
	c
	d
直接工事費	A(a+b+c+d)
共通仮設費計	B
現場管理費	C
一般管理費等	D
工事価格	X(A+B+C+D)
(うち法定福利費)	
消費税相当額	
工事費	

※法定福利費とは、工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額をいう。

この行に工事価格における法定福利費(元請負担分と下請負担分の合計)を記入してください。

保険の種類ごとの事業主負担額を個別に記入するのではなく、それらの合計額のみを記入してください。

法定福利費の基本的な算定方法

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{保険料率(事業主負担分)}$$

保険料率は保険の種類ごとに異なり、また毎年改定されるため、最新のものを確認してください。

【保険料率の確認先】	
健康保険、介護保険	協会けんぽ(都道府県別) 又は 加入している健保組合
厚生年金保険、 子ども・子育て拠出金	日本年金機構
雇用保険	厚生労働省

【上記の計算式での算定が難しい場合】

たとえば

- ・ 介護保険の対象（40歳～64歳）になる人、ならない人が混在している
- ・ 各種保険の加入義務がない人（いわゆる「適用除外」）がいる
- ・ 労務費の計算方法がわからない

等の場合は…

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」及び「(同) 簡易版」に
関連の記載がありますので参考にしてください。

※資料の引用元

国土交通省ホームページ内 「建設業における社会保険加入対策について」 ページより
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

年 月 日

備南水道企業団企業長 あて

所在地
商号又は名称
代表者氏名

請負代金内訳書

工 事 名

契約年月日 年 月 日

工 種 等	金 額 (円)
	A
	a
	b
	c
直接工事費	A(a+b+c)
共通仮設費計	B
現場管理費	C
一般管理費等	D
スクラップ費・家屋調査等	E
工事価格	X(A+B+C+D±E)
(うち法定福利費)	
消費税相当額	
工事費	

※法定福利費とは、工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額をいう。

年 月 日

備南水道企業団企業長 あて

所在地

商号又は名称

代表者氏名

請負代金内訳書

工事名

契約年月日 年 月 日

工種等	金額(円)
	A
	a
	b
	c
	d
直接工事費	$A(a+b+c+d)$
共通仮設費計	B
現場管理費	C
一般管理費等	D
工事価格	$X(A+B+C+D)$
(うち法定福利費)	
消費税相当額	
工事費	

※法定福利費とは、工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額をいう。